

豊田市エコファミリー支援補助金交付要綱  
(次世代自動車購入に対する補助)

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則(昭和45年規則第34号)に定めるもののほか、豊田市エコファミリー制度におけるエコファミリー宣言者(以下「エコファミリー」という。)による環境に配慮した暮らしへの取組に対する補助金交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金の交付は、エコファミリーに対して、スマートハウスを構成する、創エネルギー機器(住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム)、省エネルギー機器(家庭用エネルギー管理システム)、蓄エネルギー機器(家庭用リチウムイオン蓄電池システム、電気自動車等充給電設備)の導入、高断熱窓の設置及び次世代自動車の購入に要する費用の一部を補助することにより、エネルギーの地産地消及び市民の暮らしの低炭素化を推進することを目的とする。

(補助対象自動車)

第3条 補助金交付の対象となる自動車は、別表1に定めるものとし、この要綱において「次世代自動車」という。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、自ら使用する目的で次世代自動車を新車で購入した個人(当該次世代自動車プラグインハイブリッド車若しくは電気自動車(以下「PHV等」という。))である場合又は燃料電池自動車(以下「FCV」という。))である場合は、当該PHV等又はFCVの自動車検査証に記載された使用者をいい、超小型電気自動車(以下「ミニカー」という。))である場合は、当該ミニカーの標識交付証明書に記載された納税義務者をいう。)であって、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする年度の4月1日以後に当該次世代自動車を新車登録していること。
- (2) 新車登録日の1年以上前から第9条の規定による申請の際まで引き続き市内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により本市の住民として記録されていること。
- (3) 豊田市税を滞納していないこと。
- (4) エコファミリー制度登録世帯であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規

定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 前項第3号の要件については、納税証明書によって証明できることを条件とする。

#### (補助金の額)

第5条 補助金の額及びその上限は、別表2に定める金額とする。

2 前項の場合において、算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、同一年度内において、補助金交付対象者1人につき1回限りとする。

#### (対象次世代自動車の新車登録)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度の3月31日までに新車登録し、その使用を開始するとともに、補助対象経費の支払を完了しなければならない。

#### (交付の申請)

第7条 申請者は、次世代自動車の購入完了日から2月を経過した日又は補助対象の車両が新規登録された年度の3月31日のいずれか早い日までに、交付申請兼実績報告書（次世代自動車様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 自動車検査証の写し（PHV等及びFCVの場合）又は標識交付証明書の写し（軽自動車及びミニカーの場合）

(2) 車両販売店が発行した次世代自動車の購入の事実が確認できる書類の写し

(3) 第2号の書類に車名、車両本体の購入に係る価格が明記されていない場合は、これらが明記されている書類

(4) 豊田市税の完納が証明されている納税証明書（申請日前2月以内に発行されたもの）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の購入完了日とは、次に掲げる日のうち、いずれか遅い日とする。

(1) 新車登録日（軽自動車及びミニカーの場合は、標識交付証明書の発行日。）

(2) 補助対象経費の支払完了日。ただし、分割払に係る契約書の写しを添付して前項の規定による申請を行う場合は、分割払に係る契約の締結日

3 充電設備に関する加算金の交付を申請する者は、第1項の書類に加えて、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 充電設備の設置に要した費用（充電設備本体の購入に係る費用が含まれているものに限る。）が明記され、購入の事実が確認できる書類の写し（購入の事実を示す日付が、前項に規定する申請の属する年度のものに限る。）ただし、第1項第2号又は第3号の書類に同様の内容が記載されている場合は、その添付を省略するこ

とができる。

(2) 充電設備の設置が確認できる写真

4 外部給電設備に係る加算金の交付を申請する者は、第1項の書類に加えて、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 外部給電設備の購入に要した費用が明記され、購入の事実が確認できる書類の写し（購入の事実を示す日付が、第1項に規定する申請の日の属する年度であるものに限る。）ただし、第1項第2号又は第3号の書類に同様の内容が記載されている場合は、その添付を省略することができる。

(2) 外部給電設備の設置が確認できる写真

5 第1項第4号の納税証明書は、転入者であって、市税の直前の賦課期日に本市に住所を有さない者及び本市に住所を有するが申請日時点において市税の初回の納期限を迎えていない者にあつては、添付を省略するものとする。

6 市長は、交付申請兼実績報告書の提出を先着順に受け付けるものとし、補助金の交付申請額が予算の範囲を超えるときは、受付を停止するものとする。

7 市長は、前項の規定により受付を停止した場合において、交付申請兼実績報告書を先着順に補欠番号を付して補欠受付を行うものとする。なお交付申請兼実績報告書の取下げ、不交付等の発生に応じて、補欠番号順に審査するものとする。

(交付の可否の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、必要な調査を行った後、補助金の交付の可否を決定し、交付決定通知書兼確定通知書（共通様式第4号）又は不交付決定通知書（共通様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 交付請求書（共通様式第6号）

(2) 口座名義人、口座番号等が明記されている通帳等の写し

2 市長は、前項各号に掲げる書類を全て受理したときは、第5条に規定する補助金を交付する。

(交付申請の取下げ)

第10条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定までに交付申請取下げ届出書（共通様式第7号）により、市長に提出しなければならない。

(交付の決定の取消)

第11条 市長は、第9条の交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第4条第1項規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 本要綱の規定に違反したとき。
- (4) 第10条の規定による交付申請の取下げの届出があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合は、交付決定取消通知書（共通様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

#### （補助金の返還）

第12条 市長は、前条第1項の規定により補助金の返還を命ずる場合は、返還請求書（共通様式第11号）により、当該補助金の全部の額又は法定耐用年数から既に使用した年数を減じた年数を法定耐用年数で除した値に当該補助金の額を乗じて得た額（当該算出額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。）の返還を請求するものとする。ただし、市長が、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、この限りでない。

- (1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で対象設備を処分するとき。
- (2) その他市長が補助金の返還の必要がないと認められたとき。

2 前項の法定耐用年数は、6年とする。

3 第1項の規定により返還の請求を受けた者（以下「返還義務者」という。）は、当該請求の日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。

4 市長は、返還義務者が前項に規定する期間内に補助金を返還しないときは、当該請求金額に豊田市税外収入に係る延滞金条例（昭和39年条例第7号）第2条第1項に規定する割合により計算した金額を加算して請求するものとする。

#### （期日の特例）

第13条 補助金に係る申請書等の提出期限が豊田市の休日を定める条例（平成元年条例第61号）第2条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日後、最初に到来する市の休日でない日をもってその期限とみなす。ただし、当該年度の3月31日が市の休日に当たる場合は、当該年度の最後に到来する市の休日でない日をもってその期限とみなす。

#### （他の補助金との関係）

第14条 この補助金は、国、県その他の団体が交付する対象設備に係る補助金等の受給を妨げない。

(協力)

第15条 第9条の規定により補助金の交付を受けた者は、次に掲げる事項について、市へ協力しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 次世代自動車の使用状況に関するデータの提供

(2) 災害時に、外部給電設備を自助及び共助のため、非常用電源として活用すること。

(3) 市が実施するアンケート等への回答

(4) その他地球温暖化防止に関する活動

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前日に、豊田市エコファミリー支援補助金及びとよたエコポイント交付要綱（平成27年4月1日施行）及び豊田市エコファミリー支援補助金及びとよたエコポイント交付要綱（平成28年4月1日施行）の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付、第8章の規定については、なお効力を有する。

(要綱の失効)

3 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

区 分	定 義
プラグインハイブリッド車	四輪以上の検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）であって、その自動車検査証にプラグインハイブリッド車と記載されているもの
電気自動車	四輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証において燃料の種類が電気と記載されているもの。ただし、プラグインハイブリッド車に該当するものを除く
燃料電池自動車	四輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証に燃料電池車と記載されているもの
超小型電気自動車	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別表第2のミニカーのうち、定格出力が0.25kWを超え0.6kW以下の電動機を有する四輪以上のものであって、標識交付証明書にミニカーと記載されているもの

別表2（第5条関係）

区分	補助率	上限額	上乗せ加算額	
PHV等	車両本体の購入に係る価格 <sup>※1</sup> の5 ／100	15万円	充電設備を設置した場合	設置に要した額 <sup>※1</sup> 又は5万円のいずれか少ない額
			外部給電設備 <sup>※2</sup> を設置した場合	設置に要した額 <sup>※1</sup> 又は5万円のいずれか少ない額
FCV		33万5千円	外部給電設備 <sup>※3</sup> を設置した場合	設置に要した額 <sup>※1</sup> 又は5万円のいずれか少ない額
ミニカー		3万5千円	満70歳以上の場合 <sup>※4</sup>	4万円

※1 消費税及び地方消費税を除く。

※2 アクセサリーコンセント等（PHV等から車両外部に、出力AC1,500W以上の電力を安全かつ安定的に供給するために必要なメーカーオプションで販売される車内装備）

※3 V2H機器（FCVに搭載された電池から電力を給電するための直流/交流変換回路をもつ設備で、コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの）

※4 ミニカーを購入した者が、申請年度末時点において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている満70歳以上の者である場合